流動性預金に共通する規定

１．【届出事項の変更、証書・通帳の再発行等】

(1)　証書・通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2)　証書・通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書・通帳の再発行は、当金庫所定の手続きした後に行います。この場合、再発行手数料を申し受け、相当の期間をおき、保証人を求めることがあります。

２．【印鑑照合】

証書または通帳、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑･暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないもと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

３．【成年後見人等の届出】

(1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2)　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3)　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または、任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4)　前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5)　前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

４．【反社会的勢力と取引拒絶】

本条第１項、第２項①から⑥および第３項①から⑤の一つでも該当する場合には、当金庫は預金の開設をお断りするものとします。また、次の各項の一つでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は預金取引を停止し、または預金者に通知することとなり、預金口座を解約することができるものとします。

(1)　預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2)　預金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合

①暴力団

②暴力団員

③暴力団準構成員

④暴力団関係企業

⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

⑥その他前①から⑤に準ずる者

(3)　預金者が、自らまたは第三者を利用して次の①から⑤に該当する行為をした場合

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

⑤その他前①から④に準ずる行為

５.【盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約】個人限定

(1)　個人のこの預金の取引において、盗取された証書または通帳を用いて行われた不正な支払い（以下、本条において「当該支払い（個人限定）」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該支払いの額及びこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①証書または通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実が確認できるものを示していること

(2)　前項の請求がなされた場合、当該支払いが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の３０日（ただし、当金庫の通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数します。）前の日以降になされた支払いの額及びこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該支払いが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の４分の３（７５％）に相当する金額を補てんするものとします。

(3)　第２項の規定は、第１項にかかる当金庫への通知が証書または通帳が盗取された日（証書または通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書または通帳を用いて行われた不正な預金支払いが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)　第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

①当該支払いが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

Ａ．当該支払いが預金者の重大な過失により行われたこと

Ｂ．預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

Ｃ．預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②証書または通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5)　当金庫が当該預金について預金者に支払いを行っている場合には、この支払いを行った額の限度において、第１項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該支払いを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)　当金庫が第２項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる支払請求権は消滅します。

(7)　当金庫が第２項の規定により補てんを行ったときには、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書または通帳により不正な支払いを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得請求権を取得するものとします。

６．【休眠預金等活用法に係る最終異動日等】

(1)　この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①当金庫ウエブサイトに掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

(2)　第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①この預金ついて、強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと/当該手続きが終了した日

②総合口座において、当該預金等に係る他の預金等に前各号に掲げる事由が生じたこと/他の預金に係る最終異動日等

７．【休眠預金等代替金に関する取扱い】

(1)　この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。（教育資金一括贈与専用普通預金は対象外とします。）

(2)　前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債

権の支払を受けることができます。

(3)　預金者等は、１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することが出来る場合に限ります。）

③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4)　当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②この預金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

８．【規定の変更等】

（１）　この規定の内容については改定することがあります。改定をする場合、当金庫は預金者に対し、改定内容を記載した店頭ポスターまたはホームページ等にて掲示する方法その他当金庫所定の方法によりこれを通知します。変更後に預金者がこの預金口座を利用した場合は、当該改定について承諾したものとみなし、以後、改定後の規定を適用するものとします。

（２）　前記（１）の変更は、公表の際に定める相当期間を経過した日から適用されるものとします。